

音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）と
所属事務所との契約等についての情報提供フォームの設置について

令和6年4月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、現在、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備することを目的として、クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査を行っております。

その調査の一環として、音楽・放送番組等の分野における実演家（アーティスト、俳優、タレント等）と所属事務所との契約等について問題と思われる事実に関する情報（注）を収集・把握するため、下記のとおり、公正取引委員会のホームページ上に、情報提供フォームを設置いたしました。

（注 例えば、移籍・独立を妨げられた、一方的に契約更新された、移籍・独立後に芸名や写真の使用を制限されたことがあるなど）

問題と思われる事実に関する情報をお持ちの実演家をはじめとする皆様からの情報提供を広くお待ちしております。情報提供に際しては、調査業務を効率的に行うために、可能な限り、電話ではなく情報提供フォームを御利用いただきますよう御協力をお願いいたします。

音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）と
所属事務所との契約等に関する情報提供フォーム

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/geinou.html>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室

電話 03-3581-5471（代表）

（内線：2614、2615）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>